

都内中小企業向け
令和4年度

東京都働きやすい職場環境づくり 推進奨励金のご案内

最大
100万円

奨励対象事業は次の4コースで、実施するコースや事業を自由に選択し、
下記取組を実施した場合、合計100万円の範囲内で奨励金の支給を受けることができます。

A 育児と仕事の両立推進コース

① 育児と仕事の両立制度整備事業

- ・ 育児と仕事の両立支援制度の整備
- ・ 研修会等への参加
- ・ 社内研修の実施

ジョブ
リターン
加算

20万円

② 男性の育児参加推進事業

- ・ 育児と仕事の両立支援制度の利用状況等調査
- ・ 社内制度利用拡大に向けた取組の検討
- ・ 社内目標の設定 ・ 研修会等への参加
- ・ 社内研修の実施

20万円

③ 育児中の従業員のための 多様な選択肢整備事業

- ・ 育児休業制度の整備
- ・ 円滑な育児休業の取得促進及び育児休業後の
職場復帰に向けた社内制度の整備
- ・ 子育て支援制度の整備
- ・ 研修会への参加 ・ 社内研修の実施

40万円

B 介護と仕事の両立推進コース

① 介護と仕事の両立推進事業

- ・ 相談窓口の設置 ・ 研修会等への参加
- ・ 介護と仕事の両立に係るニーズ調査
- ・ 取組計画の策定 ・ 社内研修の実施
- ・ 計画等の発信

40万円

② 介護離職防止のための 制度整備事業

- ・ 介護休業等制度の整備
- ・ 円滑な介護休業等の取得促進及び
仕事との両立に向けた社内体制の整備
- ・ 介護サービス利用支援制度の整備
- ・ 介護と仕事の両立支援制度の整備
- ・ 研修会等への参加 ・ 社内研修の実施

ジョブ
リターン
加算

40万円

C 病気治療と仕事の両立推進コース

- ・ 相談窓口の設置 ・ 研修会への参加
- ・ 病気治療休暇制度の整備 ・ 社内研修の実施

ジョブ
リターン
加算

20万円

ジョブ
リターン
加算

のコースや事業は、ジョブリターン制度を
整備するとさらに20万円加算されます！

- 複数のコース、事業を実施した場合には、各交付額を合算した額を交付します。(上限100万円)
- ジョブリターン加算は、A①、B②、Cの全てで実施した場合でも最大20万円です。
- いずれのコース・事業も、各コース・事業に沿った内容のオンライン研修会等(都が開催するもの)
への参加が必須です。

その他要件等の詳細は、下記ホームページより募集要項をご覧ください。

TOKYOはたらくネット

働く環境の改善 ▶ 働きやすい環境づくりの支援 ▶ 働きやすい職場環境づくり推進奨励金

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/shourei/>

お問合せ先

● 東京都労働相談情報センター 03-5211-2248
● 大崎事務所 03-3495-4872
● 池袋事務所 03-5954-6505

● 亀戸事務所 03-3682-6321
● 国分寺事務所 042-323-8518
● 八王子事務所 042-645-7450



◆昨年度からの主な変更点

- 対象事業者の要件を「常時雇用する労働者を2名以上雇用していること。なお**常時雇用する労働者のうち1名は、6か月以上継続して雇用**していること」とします。
- 全コースにおいて、**テレワーク制度等(モバイルワーク、サテライトオフィス勤務、在宅勤務、フレックスタイム制、時差勤務のいずれか1つ以上)を既に整備**していることを事業者の要件とします。
なお、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務又は在宅勤務については、東京都が実施する「テレワーク東京ルール実践企業宣言」制度に登録していることを要件とします(一部コースにあったテレワーク加算は廃止。)
- Aコース②において、**男性育児休業取得率の目標設定を必須**とします。
- Aコース③において、子育て支援制度の整備の選択肢として、「**助産師を活用**」を追加します。
- Aコース①・Bコース②・Cコースにおいて、「加算項目」として「**育児・介護・病気治療等からのジョブリターン制度の整備**」を追加します。

◆事業の流れ

1 事前エントリー

申請希望事業者は、受付日に事前エントリーを行ってください。

※事前エントリーは「TOKYOはたらくネット」から、**企業の担当者が直接行ってください**。代理人によるエントリーは認められません。

※5回に分けて受付を行います。受付時間は受付日の10時～15時です。

※**先着順ではありません**。予定社数を上回る場合は抽選を行います。

<スケジュール>

	事前エントリー受付日	申請書提出期限	事業実施期間(3か月以内)	予定社数
第1回	6月6日(月)・7日(火)	7月4日(月)	8月1日～10月31日	135社
第2回	7月5日(火)・6日(水)	8月2日(火)	9月1日～11月30日	150社
第3回	7月28日(木)・29日(金)	8月30日(火)	10月1日～12月31日	150社
第4回	8月25日(木)・26日(金)	9月22日(木)	11月1日～1月31日	120社
第5回	10月4日(火)・5日(水)	11月2日(水)	12月1日～2月28日	45社

2 申請可否の連絡

事前エントリーの結果をEメールにてご連絡します。

※申請可能企業へは申請先をお伝えします。

<申請先>労働相談情報センター(飯田橋ほか都内5事務所)

3 奨励金の申請

郵送により、申請先へ交付申請書類を提出してください。

※代理提出の場合は、委任状が必要です。

4 交付決定

決定後、交付決定通知書を送付します。

※交付決定の連絡を受ける前に助成事業に着手しないようご注意ください。

5 奨励事業の実施

都が定めた事業実施期間内で奨励事業を実施してください。

6 実績報告

事業終了後、都が定めた期日までに実績報告書類を提出してください。

7 交付額確定

実績報告書類をもとに交付額を確定し、奨励金を支給します。